飼養衛生管理マニュアル

令和　年　月　日

**はじめに**

平成30年9月以降の我が国での豚熱（ＣＳＦ）の発生及びアジア地域におけるアフリカ豚熱（ＡＳＦ）の発生拡大を受け、我が国の家畜防疫をより的確に実施する観点から、令和2年４月３日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和２年法律第16号。以下「改正法」という。）が公布されました。今回、改正法を踏まえ、飼養衛生管理基準の見直しを検討し、６月30日に新たな飼養衛生管理基準を含む家畜伝染病予防法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和２年農林水産省令第46号）が公布されたところです。

家畜伝染病予防法第12条の３に規定されている飼養衛生管理基準は、家畜の飼養に係る衛生管理の方法として家畜の所有者が守るべき基準です。本マニュアルは農場の防疫や家畜の衛生管理を実効性のあるものとするため、飼養衛生管理に関する作業の手順を明確にし、所有者、従業員、外部事業者等、農場に立ち入る全ての者が適切な手順で作業を行うことが出来るよう、飼養衛生管理基準（豚・いのしし）内の項目３に規定されているもので、下記10項目の順守を中心に作成されています。

1. 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
2. 海外渡航時及び帰国後の注意事項
3. 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
4. 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
5. 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
6. 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
7. 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
8. 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
9. 農場における防疫のための更衣
10. 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

目次

Ⅰ　病原体の予期せぬところからの持ち込み防止・・・・・・・・・・・P１

1. 農場外の家畜等の取り扱い禁止
2. 海外渡航時及び帰国後の対策
3. 海外からの肉製品の持込み禁止
4. 農場内への不適切な物品の持込み禁止及び工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
5. 愛玩動物の飼育禁止

Ⅱ　病原体の野生動物による持ち込み防止・・・・・・・・・・・・・・P３

1. 衛生管理区域外周の見回り
2. 衛生管理区域出入口の扉や畜舎入口のカーテン
3. 防護柵・防鳥ネット
4. こぼれ餌の清掃
5. 飲水消毒
6. 死体の適正な保管
7. ねずみ対策
8. 衛生管理区域内の整理・整頓

Ⅲ　病原体の人為的な持ち込み防止・・・・・・・・・・・・・・・・・P５

1. 衛生管理区域及び畜舎への人の立入時の動作手順
2. 衛生管理区域及び畜舎からの人の退出時の動作手順
3. 衛生管理区域への車両の立入時の動作手順
4. 車両退場時の動作フロー

【別添】作業手順及び緊急連絡網・・・・・・・・・・・・・・・・・・P７

Ⅰ　病原体の予期せぬところからの持ち込み防止

1. 農場外の家畜等の取り扱い禁止

原則、農場外で飼養豚等を扱ったり、野生動物に接触してはならない。

やむを得ない事情がある場合は、交差汚染防止対策※を講じる。

* 作業後は農場に進行せず、シャワー等で全身を洗浄した後、新しい着衣・靴に交換後、出勤する等
1. 海外渡航時及び帰国後の対策

原則、豚熱、アフリカ豚熱及び口蹄疫等が発生している地域へは渡航しない。

* 最新の発生地域は、農林水産省Webサイトを確認する。

豚熱　　　　　　　　　アフリカ豚熱　　　　　　　　口蹄疫

やむを得ず、海外渡航する場合は、

* 事前に農場責任者に渡航先、渡航期間を申し出る。
* 渡航先では、畜産関係施設に立ち寄らない。
* 帰国後は、帰国したことを、農場責任者に報告し、帰国後１週間は、当農場含め他の畜産施設等にも立ち入らない。
1. 海外からの肉製品の持込み禁止

海外からの肉製品を日本に持ち込んではならない。

1. 農場内への不適切な物品の持込み禁止及び工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

病原体の侵入要因となるため、不適切な物品（他の畜産関係施設等で使用した物品や海外で使用した衣服等）は持ち込まない。畜舎や関連設備の修繕に係る工具、機材等は農場に備えつける。

* やむを得ず持ち込む場合は、消毒を行う。

※物品の消毒方法は、添付の作業手順を参照すること。

* 業者が使用する工具及び機器等は農場に同様の物が有る場合はこれで代用し、無い場合は、消毒を行ってから衛生管理区域内に持ち込ませること。
* 畜舎内には人用の食べ物を持ち込まない。
1. 愛玩動物の飼育禁止

犬や猫を衛生管理区域内で飼育してはならない。

Ⅱ　病原体の野生動物による持ち込み防止

1. 衛生管理区域外周の見回り

毎週(曜日)　　曜日、衛生管理区域の外周を見回り、野生動物の痕跡（糞、足跡、掘り返し跡等）がないか確認する。

1. 衛生管理区域出入口の扉や畜舎入口のカーテン

衛生管理区域出入口の扉は車両の入退時以外は常時閉め切りとする。

畜舎の扉は、畜舎出入り時以外は常時閉め切りとする。

1. 防護柵・防鳥ネット

毎週(曜日)　　曜日、防護柵と防鳥ネットの破損がないか見回りを行う。破損があった場合は、衛生管理区域内に備えてある道具や材料を使って補修する。

1. こぼれ餌の清掃

毎日豚舎周囲を見回り、こぼれ餌があればその都度、清掃する。

毎週(曜日)　　曜日、タンクの下に消石灰を散布する。

餌が入っている入れ物や一輪車等は、給餌後に蓋を閉め、蓋等の破損がないか確認する。破損があった場合は、随時修理する。

1. 飲水消毒

毎朝、塩素消毒装置の稼働状況の確認と飲水の塩素濃度チェックを実施する。

塩素濃度に異状が確認された場合、装置に故障がないか確認し、故障の場合、業者に装置の修繕を依頼する。

(頻度)　　　　　　、水質検査を実施し、結果は事務所のファイルに保管する。

1. 死体の適正な保管

死亡豚を発見したら、異状がないことを確認し、保管庫に運搬する。また、胎盤を発見後すぐに、保管庫へ運搬する。

死体回収日に、保管庫が空になった後、デッキブラシで汚れを落としながら洗浄した後、消毒する。また、洗浄水は、排水溝に流す。

※保管庫の消毒方法は、添付の作業手順を参照すること。

保管庫及び動力噴霧器に破損があった場合、随時補修する。

1. ねずみ対策

給餌(時間)　　時間後、通路にこぼれた餌を掃除する。

毎週(曜日)　　曜日、ネズミの侵入跡と粘着シートを確認し、ネズミの侵入状況をチェック表に記録する。

侵入跡が確認された場合、侵入跡一帯に粘着シートを設置するとともに、その周囲に殺鼠剤を撒く。

【殺鼠剤散布時の注意点】

1. 手袋を着用する。②　畜舎の隅に配置する。③　豚が誤食しないようにする。
2. 衛生管理区域内の整理・整頓

目的別に資材等の保管場所を設定し、毎週(曜日)　　曜日整理・整頓し、業務日誌に記録する。

毎月、衛生管理区域内及び防護柵の周囲を除草し、(幅)　　m幅で石灰を散布する。

Ⅲ　病原体の人為的な持ち込み防止

1. 衛生管理区域及び畜舎への人の立入時の動作手順
2. (場所)　　　　　　に設置した台帳に日付、氏名、所属等の必要事項を記帳する。

（衛生管理区域立入時、農場従業員以外が対象）

1. 衛生管理区域立入時は(場所)　　　　　　で、畜舎立入時は(場所)　　　　　　で、手指の洗浄・消毒を行う。
2. 衛生管理区域立入時は(場所)　　　　　　で、畜舎立入時は(場所)　　　　　　で、専用衣服・靴等を着用する。

※手指の洗浄・消毒方法及び衣服・靴の着用方法は、添付の作業手順を参照すること。

1. 衛生管理区域及び畜舎からの人の退出時の動作手順
2. 畜舎退出時は(場所)　　　　　　で、衛生管理区域退出時は(場所)　　　　　　で、専用衣服・靴等を脱ぐ。
3. 畜舎退出時は(場所)　　　　　　で、衛生管理区域退出時は(場所)　　　　　　で、で、手指の洗浄・消毒を行う。

※衣服・靴の脱衣方法及び手指の洗浄・消毒方法は、添付の作業手順を参照すること。

1. 衛生管理区域への車両の立入時の動作手順
2. 衛生管理区域に車両で立ち入る者は、消毒場所に設置された台帳に日付、氏名、所属等の必要事項を記帳する。
3. 消毒場所で車両を消毒する。
4. 衛生管理区域内で車両から降りて作業する場合、消毒場所に用意してある農場専用のフロアマットと交換するまたはフロアマットの入念な洗浄・消毒を行う。
5. 台帳に入場時の消毒の実施について記帳する。
6. 手指の洗浄・消毒を行う。
7. 設置された衣服・長靴等を着用し、入場する。

※車両の消毒方法、手指の洗浄・消毒方法及び衣服・長靴・手袋の着用方法は、添付の作業手順を参照すること。

1. 車両退場時の動作フロー
2. 農場専用のフロアマットは、消毒場所に備付けの専用容器に入れる。
3. 消毒場所で車両を消毒する。
4. 専用の衣服・靴を脱ぎ、消毒場所に備付けの専用容器に入れる。
5. 手指を洗浄・消毒する。

※車両の消毒方法、衣服・靴の脱衣方法及び手指の洗浄・消毒方法は、添付の作業手順を参照すること。

【別添】作業手順及び緊急連絡網

○消毒薬の希釈方法

○車両の消毒の方法

○物品等の消毒方法

○専用衣服・靴の着用方法

○専用衣服・靴の脱衣方法

○衣服の洗浄・消毒方法

○手指の洗浄・消毒方法

○靴の洗浄・消毒方法

○施設等の洗浄・消毒方法

○石灰帯の設置方法

○緊急連絡網

1. 消毒薬の希釈方法

消毒薬は下表の希釈倍率で作成する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 消毒薬名 | 消毒場所 | 希釈倍率 | 目安 |
| (例)消毒薬A | 車両外部 | 1,000 | 水1L：薬1ml |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

1. 車両の消毒の方法
* 実施場所：衛生管理区域出入口
* 実施頻度：入出時
* 消毒薬の種類（希釈倍率）：(消毒薬名)　　　　　　　（(希釈倍率)　　　　倍希釈）
* 次の手順で消毒し、記録する。（なお、消毒場所の看板にも消毒手順を掲示。）
1. 車外側全体を消毒する。特にタイヤ周りは入念に行う。
2. フロアマットを降ろし、両面を消毒または農場用フロアマットに交換する。
3. 消毒用スプレー等を用いて乗降ステップ、ペダル及びハンドルを消毒する。
4. 車両から落とした泥や汚れは側溝等へ洗い流す。
5. 物品等の消毒方法
6. 煮沸消毒　　消毒対象：器具、工具等
7. 沸騰水中で15分以上加熱する。
8. 水滴をタオルで拭き取る。
9. 自然乾燥後、所定の場所に戻す。
10. 浸漬消毒　【消毒対象】ビニール袋、器具等
11. 消毒薬を調整する。
12. 水洗いし、汚れを落とした器具を(時間)　　時間以上消毒薬に漬ける。
13. 消毒後、水洗いし、自然乾燥させる。乾燥後、措定の場所に戻す。
14. 紫外線消毒【消毒対象】携帯電話、財布等
	1. 埃を拭く。
	2. 棚に入れ、扉を閉める。
	3. 紫外線殺菌灯を付ける。
	4. (時間)　　分後、殺菌灯を消し、物品を取り出す。
15. 衛生管理区域及び畜舎立入時における専用着の着用方法
	1. 手指の洗浄・消毒を行う。
	2. 外服を脱ぎ、**外服用の置き場所**に収める。
	3. 衛生管理区域内または畜舎**専用の置き場所**に収めてある衣服を着用する。
	4. 衛生管理区域内または畜舎専用の靴を履く。このとき、**履き替え前に踏んだ場所を履き替え後も踏まないよう動線に注意する。**
16. 衛生管理区域及び畜舎退出時における専用着の脱衣方法
17. 長靴をブラシで洗浄後、踏み込み消毒を行う。
18. 脱衣後の衣類、手指に汚れが付着しないように専用着及び靴を脱ぎ、所定の置き場所に入れる。
19. 手指の洗浄・消毒を行う。
20. 衣服の洗浄・消毒方法
* 実施場所：衛生管理区域内
* 実施頻度：作業終了後
1. 衣服についた粗い汚れを落とす。
2. 洗濯する。
3. 天日干しする。
4. 手指の洗浄・消毒方法
* 実施場所：衛生管理区域境界、畜舎境界
* 実施頻度：入出時
* 消毒薬の種類：(消毒薬名)
1. 手洗い用スプレーで手についた汚れを落とす。
2. 手全体がシットリする程度に消毒薬を吹きかける。
3. 消毒薬を揉み込みように手のひら・甲・指の間・手首を消毒する。
4. 靴の洗浄・消毒方法
* 実施場所：衛生管理区域境界、畜舎境界
* 実施頻度：入退場時
* 消毒薬の種類：(消毒薬名)
1. 汚れたまま消毒槽に入るのはNG
2. 長靴は念入りに洗浄する。
3. 靴底の溝の汚れも丁寧に洗い落とす。
4. 消毒槽に入る。
5. 天日干しする。

【参考】水道が付近にない場合、消毒槽の手前に洗浄槽を設置する。

1. 施設等の洗浄・消毒方法
2. 現状把握

（例：天井の汚れやクモの巣、真っ黒に汚れて汚い照明、溜まったホコリ等）

1. 準備

（例：使用する道具の準備、電気の配線やスイッチの目張り）

1. 洗浄・乾燥

（例：天井の汚れ、配管周り、扉及び壁等の洗浄・乾燥）

1. 消毒（消毒薬：(消毒薬名)　　　　　　　）
2. 乾燥・石灰塗布
3. 石灰帯の設置方法

農場出入口に消石灰散布等による車両用の消毒ゾーンを設置し、車両による病原体の持ち込み・持ち出しを防ぐ。

1. 消石灰は強アルカリ性のため、マスク・手袋・防護服等を着用する。
2. (頻度)　　　　　　の頻度で、畜舎周囲を(幅長)　　ｍ以上の幅で地面を覆うように散布する。
3. ホウキでムラをなくす。